

京都大学大学院医学研究科附属総合解剖センター電子顕微鏡室利用負担金等内規
(平成26年 4月10日 医学教授会制定)
(平成29年11月 9日 医学教授会改訂)
(令和元年 9月12日 医学教授会改訂)
(令和2年 3月26日 医学教授会改訂)
(令和2年12月10日 医学教授会改訂)
(令和5年 1月12日 医学教授会改定)

第1条 京都大学大学院医学研究科附属総合解剖センター（以下「センター」という。）の管理する電子顕微鏡利用に係る負担金（以下「利用負担金」という。）の額及びその負担方法については、この内規の定めるところによる。

第2条 センターを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 本学以外の学術研究機関に所属する者
- (4) その他センター長が認めた者

第3条 電子顕微鏡を利用しようとする者は、センターと打合せを実施のうえ、センターに利用申請書を提出し、利用の手引きに従わなければならない。

第4条 利用者又はこれに代わる者は、その利用に係る費用を負担しなければならない。
ただし、センター長が特に認めた場合はこの限りでない。

2 利用負担額等は、別表のとおりとする。

第5条 利用負担金の負担は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

- (1) 大学運営費については、予算振替によるものとする。
- (2) 受託研究費、寄附金及び本学に交付される補助金については、費用の付替によるものとする。
- (3) 本学で経理する研究者に交付される補助金については、利用負担金通知書により請求するものとする。
- (4) 本学以外の学術研究機関に所属する者については、本学の発行する請求書により定められた期日までに、指定口座に振り込むものとする。
- (5) 別表に定める利用負担金のうち、登録料については、大学運営費又は寄附金により負担するものとする。

2 前項に規定する負担方法により難いとセンター長が特に認めた場合は、センター長が負担方法を別に定めることができる。

第6条 利用者は、センターの管理する機器を毀損したときは、速やかにセンター長に届け出なければならない。

2 センター長は、機器を毀損した者に弁償を求めることがある。

第7条 機器利用について、センターの運営に重大な支障を生じさせた者には、センター長は、その利用を取り消し、又は一定期間の利用停止を行うことがある。

第8条 センター長は、以下の場合に利用者の同意を得ることなくこの内規を変更できるものとする。

- (1) 内規の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 内規の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、機器管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 前項による内規の変更にあたり、内規の変更をする旨及び変更後の内規の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までにセンターホームページへの掲示その他の適切な方法により、利用者に周知するものとする。

第9条 この内規に定めるもののほか、必要な事項はセンター長が定めるものとする。

附 則

この内規は、平成26年4月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。